

平成 30 年度 第 1 回長野市社会教育委員会議 要旨

- 【日時】 平成 30 年 5 月 31 日（木） 午後 2 時から
- 【場所】 市役所第一庁舎 7 階 第一委員会室
- 【出席者】 委員 宮下委員長 山岸副委員長 西澤委員 倉島委員 吉池委員 伊藤委員
林委員
- 職員 近藤教育長 松本教育次長 小柳文化財課長 畑人権・男女共同参画課長 宮寄長野図書館長 和田南部図書館長 千野博物館長 飯島埋蔵文化財センター所長補佐 近藤松代文化施設等管理事務所長 小林城山公民館長 広田家庭・地域学びの課長 北原家庭・地域学びの課長補佐 奥野家庭・地域学びの課長補佐 坂口家庭・地域学びの課係長 朝日家庭・地域学びの課係長 早川家庭・地域学びの課主事 平野社会教育主事

【協議事項】

- (1) 平成 30 年度社会教育関係事業及び社会教育関係補助金交付計画について
各課より、資料 1 及び 2 に沿って説明
- (2) 第三次長野市子ども読書活動推進計画について
家庭・地域学びの課より、資料 3-1 及び 3-2 に沿って説明
- (3) 市立公民館の運営状況について（指定管理導入状況・あり方検討の経過）
家庭・地域学びの課より、資料 4 及び 5 に沿って説明

主な内容（質疑・意見）

【協議事項】(1) について

- (委 員) 17 頁に「読書手帳の配布開始」とあるが、どのような内容で配布対象はどこか。また、活用方法について教えていただきたい。
- (事務局) 読書手帳は、通帳型、自書型など様々な種類があるが、長野市は自書型を使用している。特徴は本を読んだという記録だけでなく、その本について感想を書くスペースがあるという点である。対象は主に子供向けである。利用状況については、平成 29 年 4 月 23 日から配布を開始し、平成 30 年 3 月末までに表紙を 1900 部、追加部分（表紙以外の中身の部分）を 1374 部配布済みである。
- (委 員) 子どもにとって読書は、書くために読むのではなく、楽しむために読むものではないかを感じる。書くことがノルマになっているのであれば読書嫌いを作ってしまう可能性がある。また、中身については、文言を書くのではなく、例えば低学年であれば絵を描く、あるいは先生や親など対象を決め、書くというのも良いかもしれない。
- (委 員) 2 頁に「読書を通じた国際感覚の形成」とあるが、どういったことを想定しているのか。
- (事務局) 図書館や公民館では、ホストタウン登録をした中国、デンマークについての本のコーナーを設置する。また、公民館では国際交流を目的とした講座を開催しており、このようなつながりから読み聞かせ講座の企画等、連携の仕方を含め検討している。
- (委 員) 国際感覚という表現について、イメージしづらいため、より具体的に明記し

た方がわかりやすい。

(委員) 人権教育についてお聞きしたい(資料25頁)。各地区の人権指導員が地域の人権教育を進めていると思うが、人権・男女共同参画課の指導主事は、どの程度各地域に踏み込んで助言や情報提供等の支援を行っているのか。

(事務局) 現在、人権・男女共同参画課に指導主事は3名おり、市民集会などで講演を行うことがある。地域公民館単位での集会等については、各地域の人権指導員に人権研修会等を行っていただいている。人権指導員を対象とした研修会ではDVDを用い、研修会の進め方や言葉の使い分けを指導している。指導員の方の中には指導に迷われている方も多いが、各地域の研修会等は、地域の皆様が自らの手で行うことが、より人権研修の効果を生むと考えているため、人権指導員に実施していただいている。

(委員) 指導主事が研修で用いた事例をそのまま地域の研修会で使っていることがある。使用方法に懸念があるので、指導主事が助言をしていただけると良い。

(委員) 私が人権指導員を担ったときには、指導主事に資料提供を求めた。指導主事はたくさんの資料を持っているため、連携を密にし、情報提供等をしてもらうとよい。また、指導主事には、できれば地域の研修会でも講演を行っていただき、指導員の学ぶ機会を提供してほしい。

各地域の人権研修会だが、地域によって開催数に差がある。指導主事等に助言いただき、促せばよい。

(事務局) 研修会の開催数について、地域の温度差があることは確かである。各地区の住民自治協議会の必須事務としているため、温度差のないよう促していきたい。また、研修会開催の相談については、指導主事が受け付けているということは今後も発信していきたい。

(委員) その地域の人権課題についての実態把握をできれば、指導員も良い研修ができると感じる。

(委員) 現在、各公民館や図書館の本をどこでも借りる、返すといったことができない状況である。2頁に芹田総合市民センター等の建設とあるが、図書室の機能についての計画は何かあるか。

(事務局) 現在建設中の施設に入る図書室も、現在の南部図書館分室の機能と変わらない。どこでも借りられ、また、返せるとしたときに、配送方法やシステム処理の方法に課題があるため、検討段階である。

(委員) 3頁の指定管理者制度について、モニタリングを行った際、何か新たな課題は出たか。

(事務局) 毎回違った課題が出ている。例えば施設の老朽化に伴い、維持管理の苦労があると聞いている。

(委員) 事務局長のなり手が不足していると聞いているが、課題にあがっているか。

(事務局) 住民自治協議会の事務局長のなり手不足については、担当課が異なるため把握できていない。ただ、各地域の役員のなり手が不足してきているという声をよく聞いている。

【協議事項】(2) について

(委員) 資料3において「学校図書の運営に携わる職員の研修機会の充実」とある。学校司書が嘱託職員となったが、資格を持つ司書と持たない司書がいる。どの

学校でも同じ資質を持つ司書がいることが、子どもたちにとって幸せだと感じる。司書の資質の向上についてお聞かせ願いたい。

(事務局) 学校司書の、市の嘱託職員への移行は昨年度から進んでおり、今年度全ての職員が市の嘱託職員となった。基本的にはこれまで勤めていただいていた方に、継続して勤務していただいている。市の職員としての資質の向上のため、教育センターで研修を行っている。また、学校図書館と市立図書館の連携や、相談体制の構築も進めている。

(委員) 司書の方の資質の向上のための研修を行うことは大切なことであり、ぜひ続けてほしい。一方で、親に対しても研修を行うべきだと感じる。子どもの本について造詣の深い方をお呼びし、講演会を開催したり、読み聞かせを行うNPO団体等と連携し、本の選び方、読み聞かせの仕方を学ぶ機会を設けることで、読書の大切さを知ってもらうことができるのではないかと思う。

【協議事項】 (3) について

(委員) 「2 導入の状況」について、10館は指定管理へ移行しているが、そのほかの19館の状況について教えてほしい。

(事務局) 指定管理者制度へ移行していない19館について、何年度に移行するとはっきり決まっている館はない。ただ、市が指定管理者制度の導入を進めていることは各地区の住民自治協議会へお話しさせていただいている。指定管理者制度の導入も含めて、検討を始めていただいている地区や、勉強会を行っている地区もある。

(委員) 指定管理者制度へ移行した場合、分館の扱いはどうなるのか。

(事務局) 分館も含めて指定管理を受託していただいている。実際の管理は、分館長と分館主事に行っていただいている。

以上